

空き家対策モデル事業に関する評価事業を実施する者の公募についての公示

令和7年3月14日

国土交通省住宅局長 楠田 幹人

次のとおり、空き家対策モデル事業に関する評価事業を実施する者の公募について公示します。

- ※ この公募は、空き家対策モデル事業に付随する評価事業を実施する者を公募するものです。空き家対策モデル事業の補助を受けようとする事業者の募集ではありません。
- ※ 本事業は、令和7年度予算によるものであり、予算成立後、速やかに事業を開始できるように予算成立前に募集手続を行うものです。なお、国会における予算審議の状況によっては、事業内容等の変更や事業主体の採択が遅れること等があり得る旨あらかじめご了承ください。

1. 事業概要

(1) 事業名

空き家対策モデル事業に関する評価事業

(2) 事業目的

本事業は、モデル事業の評価等を実施する者を置くことにより、事業の円滑な実施を図ることを目的とする。

(3) 事業内容

- ① 空き家対策モデル事業の募集用及び事業周知用のウェブサイトの整備、募集要領・様式の整備
- ② モデル事業を行おうとする者からの提案の受付・審査、国土交通省への評価結果（評価に係る講評及び採択事業の概要一覧を含む。）の報告
- ③ モデル事業を実施する者が行おうとする工事に係る物件及び内容の確認
- ④ モデル事業を実施する者に対する中間ヒアリング及び実施状況に係る適切な指導並びにこれらに係る国土交通省への報告
- ⑤ モデル事業を実施した者の成果のとりまとめ及び総合的な評価並びにこれらに係る評価委員会及び国土交通省への報告
- ⑥ 事例データベースの整備（類似事業※に係るデータベースの管理・更新・改良（検索機能の強化等）を含む。）

※ 空き家管理等基盤強化推進事業、先駆的空き家対策モデル事業、空き家対策の担い手強化・連携モデル事業及び住宅市場を活用した空き家対策モデル事業

- ⑦ 他の取組にとって特に参考となる優良事例に関するフォローアップ調査及び周知用資料の作成
- ⑧ 上記①から⑦に係る問い合わせへの対応、データの管理 等
(事業内容の詳細については、説明書を参照。)

(4) 事業期間 (予定)

令和7年4月上旬～令和8年3月下旬

2. 評価事業を行う者の要件

本事業への参加は、次の全ての条件を満たす民間事業者等とする。

- (1) 1. (3) ②の評価委員会を運営するために必要な体制を備え、かつ、不動産、建築設計・施工その他本事業の評価に必要な専門知識及び技術能力を有する体制を備えていること。
- (2) 評価事業に係る経理その他の事務について適確な管理体制及び処理能力を有していること。
- (3) モデル事業を実施する者その他空き家関係の業務を行っている事業者等に支配されていないこと。
- (4) 評価事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有していること。
- (5) 評価事業において知り得た情報の秘密の保持を徹底すること。また、コンサルティング業務による営利その他業務によって知り得た情報を活用した新たな営利を得るものでないこと。

3. 手続等

(1) 担当部局

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3
国土交通省住宅局住宅総合整備課 住環境整備室 丹羽
電話 03-5253-8111 (内線39357) FAX 03-5253-1628
電子メール hqt-juukankyouseibi@gxb.mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

①期間 令和7年3月14日(金)から令和7年3月27日(木)まで

②場所 上記担当部局

③方法 紙媒体又は電子媒体で交付

※説明書の交付を希望する場合は、予め(1)の担当まで連絡を行うこと。

(3) 申込書の提出期限、場所及び方法

①期限 令和7年3月27日(木)18時00分まで(必着)

期限までに届かなかった場合、いかなる理由をもっても不採択となる。

②場所 上記担当部局

③方法 郵送（書留郵便に限る。正本1部、副本2部）又は電子メールにて提出すること。

4. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口は、3.(1)に同じ。
- (3) 申込書の作成、提出に係る費用は、提出者側の負担とする。
- (4) 提出された申込書は、当該申込者に無断で二次的な使用は行わない。
- (5) 申込書に虚偽の記載があった場合は、当該申込書を無効にするとともに、補助事業者としての採択を取り消すことがある。
- (6) 採択された申込書は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年法律第42号）に基づく開示請求があった場合には、申込者の権利や競争上の地位等を害するおそれがない部分に関して、開示対象となる場合がある。
- (7) 郵送により提出された提案書は、原則返却しない。なお、採択されなかった場合に返却を希望する場合はその旨、申込書を提出する際に申し出ること。
- (8) 詳細は説明書による。